

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（新旧対照表）

| 改 訂 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（改訂版）</p> <p>（目次）</p> <p>（略）</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等）</p> <p>（略）</p> <p>III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制</p> <p>2 その他電気通信事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>(1) 禁止行為等規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表</p> <p>(2) 加入者回線網の開放の徹底</p> <p>(3) 電柱・管路等の貸与関係</p> <p>ア 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等</p> <p>イ 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等</p> <p>ウ 電柱・管路等の貸与状況の公表</p> <p>(4) 卸電気通信役務市場の活性化</p> <p>(5) 違反防止マニュアルの作成</p> <p>（略）</p> | <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（改訂版）</p> <p>（目次）</p> <p>（略）</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）</p> <p>（略）</p> <p>III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等</p> <p>2 ファイアウォール措置及びその実施状況の公表</p> <p>3 加入者回線網の開放の徹底</p> <p>4 電柱・管路等の貸与関係</p> <p>(1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等</p> <p>(2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等</p> <p>(3) 電柱・管路等の貸与状況の公表</p> <p>5 卸電気通信役務市場の活性化</p> <p>6 違反防止マニュアルの作成</p> <p>（略）</p> |

I (略)

(略)

第2 (略)

(略)

3 (略)

(1) (略)

平成13年には、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。

(略)

また、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）において、電気通信事業者におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じたところである。

さらに、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第58号）において、電気通信事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課すとともに、設備部門（注5）の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理

I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

(略)

第2 指針の構成と基本的考え方

(略)

3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

(1) (略)

近年では、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。

(略)

さらに、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）において、電気通信事業者におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じたところである。

及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等を講ずべき義務を課すこととしたところである。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

(注4) (略)

(注5) 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門をいう（電気通信事業法第31条第6項第1号）。

(2) 総務省は、次章以降において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対する非対称規制の対象となる行為や、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

(略)

II (略)

第1 (略)

(略)

3 (略)

(略)

(2) (略)

(略)

エ (略)

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

(注4) (略)

(2) 総務省は、次章において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対して禁止される行為や、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

(略)

II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

(略)

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(略)

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

(略)

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停

止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

### 第3 (略)

(略)

#### 3 (略)

(1) (略)

(略)

イ (略)

(略)

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

### 第3 電気通信役務の提供に関連する分野

(略)

#### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

(略)

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(略)

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

(2) (略)

(略)

イ (略)

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

(4) (略)

(略)

イ (略)

(略)

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1

(略)

(2) セット提供に係る行為

(略)

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

(略)

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(略)

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

(5) (略)

(略)

イ (略)

(略)

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

第4 (略)

(略)

2 (略)

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務

(略)

(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為

(略)

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(略)

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

第4 コンテンツの提供に関連する分野

(略)

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第

に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

### 3 (略)

(略)

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

### 第5 (略)

(略)

### 2 (略)

市場支配的な電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令

117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(略)

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

### 第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

(略)

### 2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令

の対象となる（同条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

### 3 (略)

(略)

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注57）ときには、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等）

(略)

#### 1 (略)

(1) 電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電

の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(略)

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注57）ときには、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(略)

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

(略)

#### 1 制度の趣旨及び概要

電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電



電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

(略)

(2) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景とした反競争的な行為を行った場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

このため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、(1)①から③までの行為を禁止する他、

① 特定の業務において、特定関係事業者（注2）に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止するとともに（注3）（同法第31条第2項）、

② (1)①から③までの規制、及び①の規制の実効性を確保するため、電気通信業務等を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が、受託した業務に関し、(1)①から③までの行為、及び①の行為を行わないように、当該子会社等に対し、必要かつ適切な監督を行うことを義務付けている（同条第3項）。（注4）

(注2)「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする親法人、当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業

電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

(略)

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景として特定関係事業者（注2）に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

(注2)「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする親法人、当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第31条第1項）。

そのため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止している（注3）（同法第31条第2項：ファイアウォール規制）。

者であって、総務大臣が指定するものをいう（同条第1項）。

（注3）（略）

（注4）この他、当該電気通信事業者に対する非対称規制として、Ⅲ1に記載する義務が課されている。

これらのうち、①の規制に違反する行為、及び業務を受託した子会社等が行う②に掲げる行為に対しては、行為の停止・変更命令、又は当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同条第4項）。

また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、これらの義務の遵守状況を確認する観点から、毎年、これらの義務の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項を総務大臣に報告することが義務付けられている（同条第7項）。

## 2 （略）

(1)市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア （略）

（略）

イ （略）

（例）

（略）

（注3）（略）

## 2 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(1) （略）

（略）

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）

（例）

（略）

- ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（電気通信役務の提供以外の業務（例：料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営）については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る）（第3の3(4)イ(イ)①）。

(略)

(注5) 上記において禁止される排他的な役務提供や業務は、例えば、市場支配的な電気通信事業者が行う事業提携において、提携の相手方に対し、特定の役務提供条件の設定や他の電気通信事業者との同様の提携を行うこと、又は行わないこと等を強要すること等、その市場支配力を濫用して行うものをいう。

ウ (略)

(例)

① (略)

② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（例えば、ポータルサイトへの掲載の可否や料金回収業務の提供可否といった提供条件を不合理な条件で一方的に設定すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第4の3①～③）。

③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（例えば、端末設備の製造業者に対して特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して

- ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（第3の3(4)イ(イ)①）。

(略)

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）

(例)

ア (略)

イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（第4の3①～③）。

ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（第5の3①～④）。

行うものをいう（第5の3①～④）。

(2) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第31条第4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

（例）

（ア）（略）

（イ）（略）

イ 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第2号）

（略）

(3) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が、当該業務に関して(1)、(2)に掲げる行為に相当する行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し、当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第

(4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

（例）

ア（略）

イ（略）

(5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第2号）

（略）

9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

### Ⅲ（略）

#### 1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対しては、Ⅱ【再掲】1(2)で述べた観点から、設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講ずべき非対称規制が課されている（電気通信事業法第31条第5項）。

当該措置は、同条第6項に列挙された事項を含むものでなければならず、かつ、電気通信事業法施行規則第22条の7に列挙された要件を満たすものでなければならぬところ、当該要件を満たすための具体的な行為として、例えば、以下に掲げる行為を採ることが望ましいものと考えられる。

(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶（同規則第22条の7第1号から第4号まで関係）

(例)

① 設備部門の業務に従事する者（注1）が当該業務の用に供する室と、その他の部門の業務に従事する者が当該業務の用に供する室とを、別フロアに配置する等により物理的に隔絶すること。

（注1）設備部門の業務に従事する者の範囲は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の事業所等において接続の業務に関して他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得る者すべてを対象とすることが適当である。

### Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

#### 1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

市場支配的な電気通信事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用・提供することが禁止されており、このため、自己の接続担当部門と営業部門等や自己の関係事業者との間において、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を遮断しなければならない。

こうした情報を確実に遮断するため、例えば、接続担当部門と営業部門等を別フロアに配置するなど物理的に隔絶するとともに、接続担当部門と営業部門等との間の人事交流に当たっては、両部門の情報遮断を確保するための措置を講ずることが望ましい。

また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、その実施状況を外部から検証できるよう、例えば、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。

② 設備部門の業務の用に供する室に、その他の部門の業務に従事する者が容易に入室することができないよう、適切な入室管理を行うこと。

(2) 厳格な情報遮断措置（同条第5号から第10号まで関係）

(例)

○ 接続関連情報（注2）の取扱いを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）が遵守すべき規程において、次の事項を規定すること

- ・ 支店等（注3）の長が設備部門の業務に従事する者の職務とその他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることとなる場合において、当該者の接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 設備部門とその他の部門との間の人事異動に際して、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 設備部門の業務に従事する者とその他の部門の業務に従事する者の共有スペースその他設備部門の業務の用に供する室外において、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 法令違反や本規程違反が発覚した場合の処理手順等に関する事項

（注2）電気通信事業法施行規則第22条の7第5号に規定する接続関連情報をいう。

（注3）同条第3号に規定する支店その他の事業所をいう。

(3) 実効的な監視の仕組み（同条第11号から第16号まで関係）

(例)

○ 監視部門を、電気通信事業法施行規則第22条の7第12号に掲げる設備部門との間で手続き等を実施することとなる部門からも独立した部門として設置すること

## 2 その他電気通信事業者が採ることが望ましい行為

### (1) 禁止行為等規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法第31条2項、3項及び5項の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第31条第7項）、これらの規定の遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

(2) (略)

(略)

(3) (略)

ア (略)

(略)

イ (略)

(略)

① (略)

(略)

(ア) (略)

↳

(コ) (略)

(略)

ウ (略)

(略)

## 2 ファイアウォール措置及びその実施状況の公表

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、ファイアウォール（注1）の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第31条第4項）、ファイアウォールの遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

(注1) ここでいう「ファイアウォール」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者とその特定関係事業者との間における、一定の業務においての電気通信事業者を特定関係事業者に比べて不利に取り扱う行為の禁止措置（電気通信事業法第31条第2項）を指す。

3 (略)

(略)

4 (略)

(1) (略)

(略)

(2) (略)

(略)

① (略)

(略)

ア (略)

↳

コ (略)

(略)

(3) (略)

(略)

(4) (略)

(略)

(5) (略)

(略)

#### IV (略)

##### 第1 (略)

(略)

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第154条～第159条）。

(略)

表

(略)

5 (略)

(略)

6 (略)

(略)

#### IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

##### 第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

(略)

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第154条～第159条）。

(略)

表

(略)